

## お試しノウフク公募要領

### 1 目的

農福連携に取り組む農業者に対して、試用期間の指導や受入準備にかかる助成をすることで、障害者雇用や施設外就労の本格導入を促進するため、障害のある人を受け入れる農業者を募集します。

### 2 事業内容

新たに農福連携に取り組む農業者が、試用期間に、障害のある人に対して作業指導等を行った場合に、謝金を支払います。

### 3 事業実施主体

農業者（農業法人、企業経営体等を含む）

### 4 補助額

お試しノウフクにかかる謝金は、1時間当たり5,000円（所得税を含みます）、上限は20時間100,000円です。上記時間には、休憩時間を含み、食事時間は除きます。

### 5 事業実施期間

事業選定の日から令和3年3月10日（水）まで

### 6 応募書類の提出

お試しノウフク実施計画書（様式1）を、最寄りの農林事務所又は地域農業課に、持参、郵送又はメールにて送付してください。

※メールの場合は、押印したものをPDFで送付してください。

### 7 公募期間等

公募期間	選定	実施期間
令和2年7月1日（水）～7月31日（金）	8月中旬	選定の日 ～令和3年3月10日（水）
令和2年8月3日（月）～令和3年2月26日（金）	随時	選定の日 ～令和3年3月10日（水）

※予算の執行状況により、募集を期限前に締め切ることがあります。

### 8 事業者の選定

#### (1) 選定方法

地域農業課は、以下の観点により実施計画書の審査を行い、事業者を選定します。

#### ① 初めて農福連携に取り組む

- ②新たに障害のある人を受け入れる
- ③新たに障害のある人を2人以上受け入れる
- ④障害のある人を受け入れるために作業分解や作業内容の見直しを行う
- ⑤障害のある人を受け入れるために環境整備を行う

(2) 選定結果の通知等

地域農業課は、事業者の選定結果を書面にて通知します。

9 選定後の取りやめ

事業者の選定の後に、お試しノウフクの実施を取りやめる場合は、お試しノウフク中止報告書（様式2）を地域農業課に持参、郵送又はメールにて送付してください。

10 実施報告書の提出

お試しノウフク実施者は、受入れ終了後10日以内に、お試しノウフク実施報告書（様式3）を地域農業課又は農林事務所に持参、郵送又はメールにて送付してください。実施報告書には、出役確認表及び作業者が福祉施設利用者であることの証し又は障害者手帳の写しを添付してください。

※メールの場合は、押印したものをPDFで送付してください。

11 問合せ先及び書類提出先

機関名	住 所	電話番号
賀茂農林事務所 地域振興課	〒415-0016 下田市中 531-1 kamonou-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp	0558-24-2079
東部農林事務所 地域振興課	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3 tounou_chiiki@pref.shizuoka.lg.jp	055-920-2161
富士農林事務所 生産振興課	〒416-0906 富士市本市場 441-1 fuji-seisan@pref.shizuoka.lg.jp	0545-65-2192
中部農林事務所 地域振興課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20 AFO-chubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp	054-286-9281
志太榛原農林事務所 地域振興課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1 AFO-shidahai-chiiki@pref.shizuoka.jp	054-644-9224
中遠農林事務所 地域振興課	〒438-8558 磐田市見付 3599-4 nourin-chuen-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp	0538-37-2283
西部農林事務所 地域振興課	〒430-0929 浜松市中区中央 1 丁目 12-1 seinou_chiiki@pref.shizuoka.lg.jp	053-458-7219
西部農林事務所天竜農林局 地域振興課	〒431-3313 浜松市天竜区二俣町鹿島 559 seinou-ten-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp	053-926-2139
静岡県経済産業部 農業局地域農業課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 chiikinou@pref.shizuoka.lg.jp	054-221-2689